

平成29年8月10日

大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、三菱電機ビルテクノサービス株式会社（法人番号 5010001030412）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 櫻井 義則

契約第二係長 金井 宏行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
三菱電機ビルテクノサービス株式会社	5010001030412	東京都荒川区荒川7-19-1

2 指名停止措置期間：平成29年8月10日～平成29年8月23日（2週間）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事及び業務

4 事実概要

本件は、官庁営繕部が平成28年度に発注した「特許庁総合庁舎改修（16）エレベーター設備工事」の施工において、平成29年7月2日16時30分頃、既設エレベーター内で撤去作業中の二次下請業者の作業員が、特許庁総合庁舎エレベーターシャフト内の転落事故により、死亡したものである。

5 指名停止措置理由

上記事業者が、当該工事において工事関係者事故を発生させたことは、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第1第7号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 官庁営繕部発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内